

苦情処理会議と団交の開催拒否を許さない！ 都労委にあっせん申請！

東京車両所分会組合員が取得した年休に対し、会社が診断書提出を強要した問題で、新幹線地本と本部は協約の解釈などをめぐり団体交渉の開催を申し入れてきました。しかし会社は、度重なる申し入れに対し、団体交渉の開催を拒否し続けてきました。本部は4月14日、東京都労働委員会に以下4点の理由をあげ、会社が団体交渉に応じるように、あっせん申請を行いました。

1. 年休取得に関してその取得理由を告げなければならないとするJR東海の姿勢は、労働基準法第39条を無視した行為である。
2. 組合員が申請した苦情処理申告に関して「労働協約及び就業規則等の解釈に対する疑義にあたらぬ」として、地方苦情処理会議を開催しなかったことは、労働協約違反である。
3. 労働協約の解釈を巡る新幹線地本から幹鉄事への団体交渉申し入れ、中央本部から本社への団体交渉申し入れを拒否したことは不当労働行為である。
4. 労働協約の解釈を変更した理由や時期を明かにせず、団体交渉で明らかにするよう求めての中央本部から本社への申し入れを拒否したことは不当労働行為である。